

北海道障がい者条例、条例施行規則、障害者が暮らしやすい地域づくり委員会運営要綱に関する要点をA～Iに分けて、ポイント別に整理しました。

A 条例、施行規則、運営要綱の構成はこのようになっています。

□ 「北海道障がい者条例」（平成21年3月31日条例第50号）

第1章 総則（第1～8条）

第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9～18条）

第3章 障がい者の権利擁護（第19～21条）

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

　　第1節 地域づくりに関する基本指針の策定（第22～26条）

　　第2節 道の支援（第27条）

第5章 障がい者に対する就労の支援（第28～32条）

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会（第33～40条）

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41～48条）

第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第49～51条）

第9章 雜則（第52～53条）

附則

（検討）

知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する

◎ 「北海道障がい者条例の施行規則」（平成22年3月23日規則第15号）

第1章 総則（第1条）

第2章 支援員を配置する圏域（第2条）

第3章 指定法人等（第3～9条）

第4章 地域づくり委員会（第10～20条）

第5章 推進本部（第21～23条）

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する



○「障害者が暮らしやすい地域づくり委員会運営要綱」（平成22年4月1日施行）

I 総則

- 第1 目的
- 第2 定義
- 第3 委員会の組織
- 第4 委員会の運営上の留意事項

II 特定事案の協議又はあっせん

- 第1 虐待に関する事案等の該当要件
- 第2 特定事案に関する協議（斡旋）の開始
- 第3 障がい者の意に反する申立に対する対応
- 第4 申立書の受理
- 第5 調査
- 第6 特定事案の協議（斡旋）
- 第7 推進本部での審議の請求
- 第8 指導
- 第9 知事が勧告を行うことの請求

III 地域課題等の協議

- 第1 地域課題等の協議の趣旨
- 第2 条例に基づく情報の交換及び協議を行う場合
- 第3 地域課題等の把握の方法
- 第4 任意の調査
- 第5 協議の主な手順等
- 第6 協議に当たっての留意事項
- 第7 推進本部での審議の請求

IV その他

- 第1 協議（斡旋）の流れ
- 第2 連絡会議
- 第3 その他

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年8月15日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

B 重要な語句は、このように定義されています。

□「暮らしやすい地域づくり」（条例第2条第3号）

この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

□差別解消、合理的配慮の提供、不利益的取扱いの禁止（条例第20条）

道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 条例に規定された差別や不利益な扱いの該当性は、事案に係る関係者、参考人の意見を聴取した上で、事案発生に至るまでの背景等の個別事情、関連する事案、別紙2『「差別・不利益な扱い」に関する指針』を踏まえて協議し、総合的に判断する。

□虐待の禁止（条例第21条）

何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）を行ってはならない。

- 運営要綱は、条例施行規則の規定に基づき、委員会の運営等について定める。また、運営要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、推進員が委員会に諮って定めることができる。

- 「特定の障がい者」とは、特定事案において、虐待や差別を受けるなど、暮らしづらい状況にあるとされる障害者をいう。

- 「原因となる者」とは、特定事案において、特定の障害者の暮らしづらさの原因となっているとされる者をいう。

- 「特定事案」とは、協議等の申立のあった事案のうち、次のアからエに該当すると考えられるもので、特定の障害者と原因者の双方が特定されている事案をいう。

ア 虐待に関する事案

イ 障害者の権利に重大な支障を及ぼす事案

ウ 著しい暮らしづらさに該当する事案（ア、イに該当する事案を除く）

エ その他権利侵害や暮らしづらさを伴う事案

- 「申立人等」とは、申立を行った者及び申立事案において暮らしづらい状況にあるとされる障害者をいう。

○虐待に関する事案等の該当要件

「特定事案」のアからウに規定する事案の該当要件は次のとおりとする。

ア 虐待に関する事案

条例に規定する行為に該当する事案をいう。

イ 障害者の権利に重大な支障を及ぼす事案

次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。

(ア) 虐待に準ずる程度の重大な権利侵害を伴うものであること。

(イ) 意図的で悪質性の高いものであること。

(ウ) 繼続又は再発されるおそれが高いものであること。

ウ 著しい暮らしづらさに該当する事案（ア、イに該当する事案を除く）

次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。

（ア）原因者が意図的であるか否かを問わず、障害者の生活に相当の支障が生じるものであること。

（イ）支障の重大性、再発の防止等の観点から、原因者に対して改善のための措置を講じることが望ましいと判断されるものであること。

C 地域づくり委員会の組織、役職はこのように定義されています。

□地域づくりコーディネーター（条例第27条）

道は、（中略）圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。

□地域づくり推進員（条例第46条）

道は、委員会を運営するため、圏域ごとに、知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

ア 推進員は、委員会を招集するとともに、その運営に係る委員会を総理する。

イ 推進員は、委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。

ウ 推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。

エ 推進員は、所掌事項について、北海道障がい者が暮らしやすい推進本部に審議を求めることができる。

◎地域相談員（条例第15条）

・ 知事は、委員会の協議等の円滑な遂行のため、虐待、差別等に関する事案及び地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事案の相談に係る業務を行う地域相談員を置くものとする。

・ 3 地域相談員は、第1項の相談を受けたときは、関係機関に情報を提供するほか、当該相談の内容が虐待等の事案に該当すると思料するときは、委員会に報告するものとする。地域相談員自らが虐待等の事案に該当すると思料する事実を把握したときも同様とする。

○参考人

推進員は、協議する事案に応じ、専門的な知見を有する者、特定の障害者と同じ種別の障害者、地域相談員、関係行政機関の職員などに参考人として委員会へ出席を求め、意見を聴取することができる。

□委員会（条例第41～44条）

・ 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会を設置する。

委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

ア 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。

イ 差別や虐待及び権利擁護に関すること。

ウ その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

・委員10人以内で組織する。

・委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

ア 当該圏域で生活する障がい者

イ 地域住民

ウ 学識経験者

エ 関係行政機関の職員

□推進本部（条例第49条）

・障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部を置く。

・2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

ア 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。

イ 各圏域に設置された委員会から審議を求められた事項に関すること。

ウ その他、必要な事項に関すること。

◎専門委員会（条例第14条）

・委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

・専門的な協議が必要な場合、専門委員会を設置することができる。

・推進員及び次に掲げる者から構成する。

ア 委員会の委員

イ 有識者

ウ その他専門的知見を有する者

・6名以内とする。

・委員長は、推進員とする。

・その他、必要な事項は、委員会で決定する。

○事務局

・事務局は、振興局の社会福祉課に置く。地域づくりコーディネーターは事務局に参画する。

・次の事務を処理する。

ア 地域課題の把握に関すること。

イ 委員会の開催に関すること。

ウ その他、運営に必要な事項に関すること。

・事務局は、推進員が実施する地域課題等を把握する取組に対し、積極的に協力する。

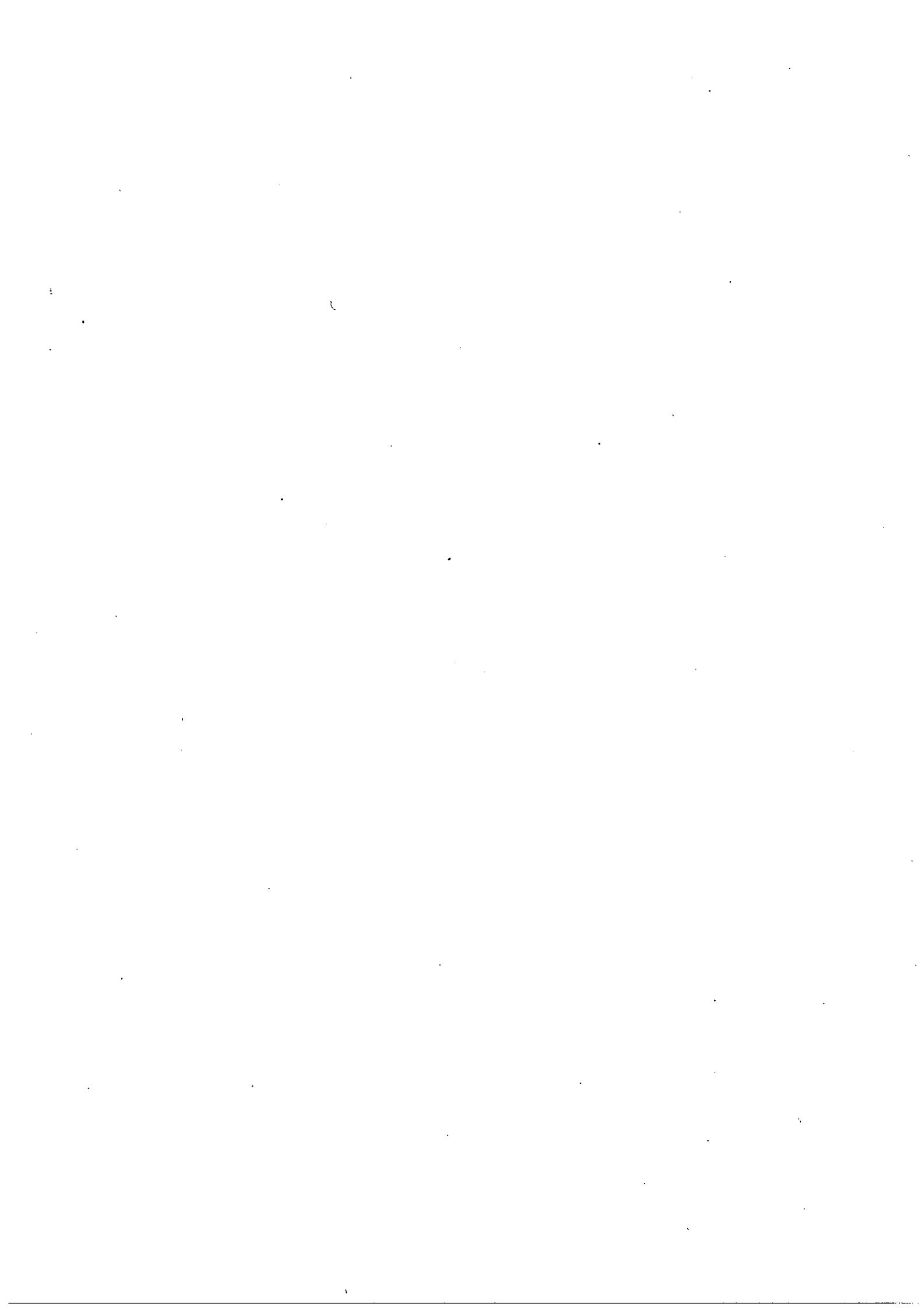
○連絡会議

振興局は、推進員の求めに応じ、次の事項を協議するため、振興局等関係部室課及び教育局等により構成される連絡会議を開催することができる。

ア 委員会における課題の検討

イ 必要な職員を参考人として委員会に参画させるための連絡調整

ウ その他、委員会の活動を支援するため必要な協力



D 委員等の遵守事項はこのように定められています。

- 推進員、コーディネーター及び振興局等は一体となって委員会の円滑な運営に努める。
- 推進員は、参考人として、関係市町村、地域相談員、障害者、有識者など、多様な関係者に幅広く協議への参加を求める。
- 推進員、委員及び参考人は、関係者それぞれの立場を理解し、中立かつ公平な立場に立ち誠実にその職務を行う。
- 推進員、委員及び参考人は、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮するとともに、委員会において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 推進員、委員及び参考人は、一体となって、地域における障害者を巡る課題について協議を行う。
- 受理後の調査等において、特定の障害者の意に反する申立であることが確認された場合は、その旨を申立人に説明するとともに、申立を却下する。
- 申立書、調査結果調書、調書等は、当該協議（斡旋）の終了した翌日から起算して、3年間保存する。
- 推進員は、地域課題等を積極的に把握し、協議を行うよう努める。その際、関係市町村の自立支援協議会と密接に連携し、協議会では解決が難しい広域的な課題等の解決などを目指す。
- 条例に基づく情報の交換及び協議を行う委員会は、必ず年1回以上開催する。
- 特定事案に関する委員会は非公開とする。
- 著しい暮らしづらさがある事案（虐待に関する事案又は障害者の権利に重大な支障を及ぼす事案を含む）かどうかの判断は、調査の段階では、迅速性を確保するため推進員が行うが、指導又は知事に勧告を求める際には、著しい暮らしづらさに該当する事案の要件の該当の有無について委員会で協議し、確認する。

E 緊急の対応が必要な場合について

- 事務局は、特定の障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれが想定される場合は、当該障害者の安全の確保を第一に、振興局等関係部局、関係市町村、関係機関等と連携・協力し、速やかに次の対応等が講じられるよう取り組む。
 - ア 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用（共同生活援助、短期入所等）
 - イ 身体障害者福祉法の規定による市町村の措置
 - ウ 知的障害者福祉法の規定による市町村の措置
 - エ その他必要な措置
- 緊急対応を講ずるに当たり、事件性が認められると判断した場合は警察へ事実の通告を行う。

F 協議（斡旋）の流れ、調査への協力が得られなかった場合の対応について

- 特定事案又は地域課題等に関する協議（斡旋）等の流れは別紙3「委員会における協議（斡

旋) 等の手続き」のとおりとする。

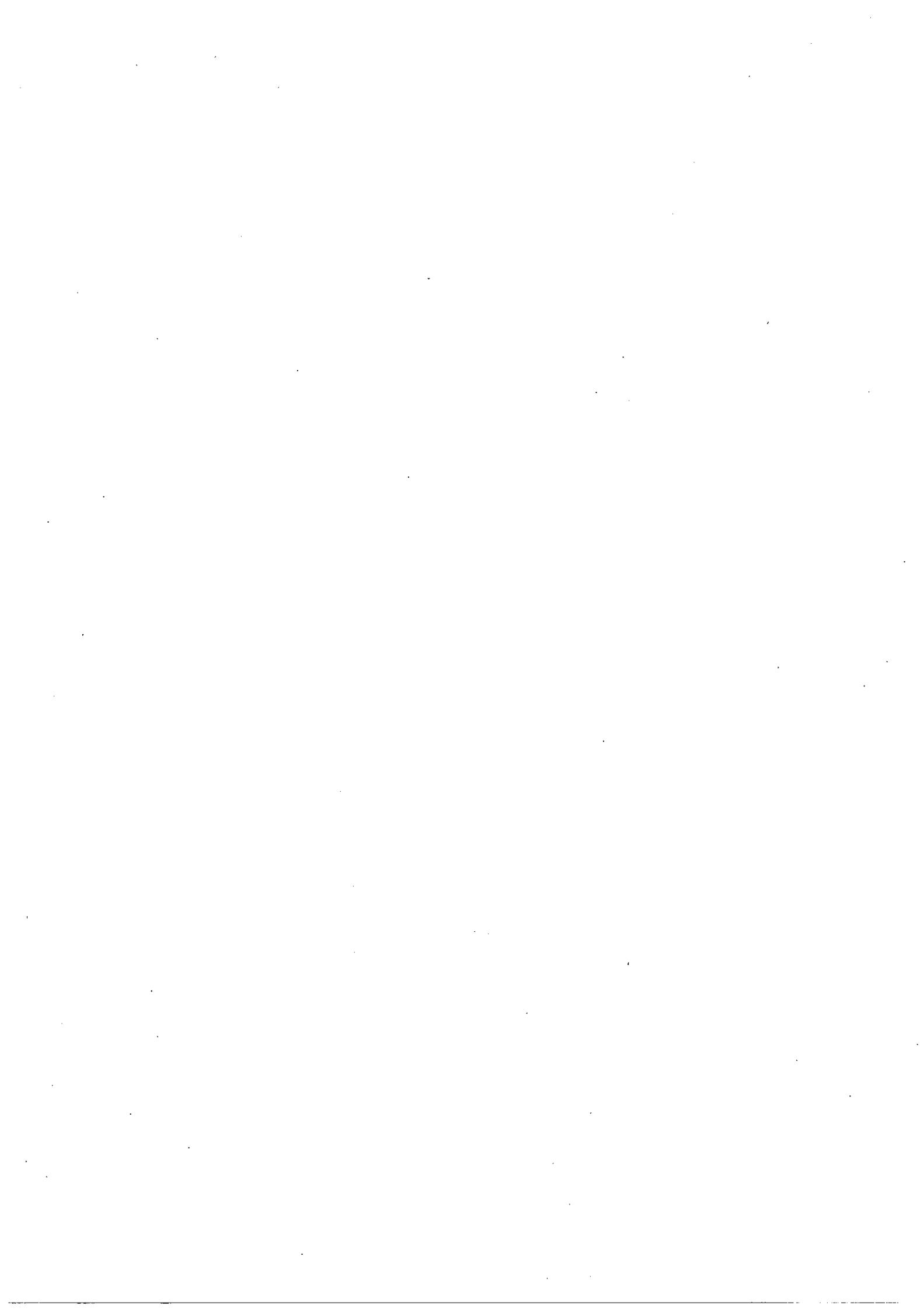
- 正当な理由なく、原因者から調査に対する協力が得られなかつた場合の対応は、次のとおりとする。(別紙1「調査に対する協力が得られなかつた場合の対応の流れ」参照)
 - ア 条例調査の対象と考えられる事案で、特定の障害者の生命又は身体に重大な危険の生じるおそれが想定される事案は、当該障害者の保護を最優先に、緊急の対応を講じる。また、警察への事実の通告を行い、警察における取扱いとなつた場合、関係市町村と今後の対応等を確認した上で、一旦は、委員会での協議(斡旋)を終了することができる。なお、警察への事実の通告を行わない場合は、イによる措置を講じる。
 - イ 条例調査の対象と考えられる事案で、アに準じる緊急性が認められない場合又はアにおいて警察における取扱いに至らない場合、事務局は、原因者に対し、調査並びに委員会での協議(斡旋)に対する協力が得られない時の対応を告知するとともに、次の事項を通知する。
 - (ア) 申立人の申立内容
 - (イ) 申立人等から聞き取りした事実の概要
 - (ウ) 調査等の根拠通知によつても協力が得られない場合、推進員は、申立人等や関係者から聴取した内容により、申立人の主張が正当なものであると認められる事実が確認でき、かつ委員会において指名した委員全員の賛成が得られた場合、当該確認された事実に基づき指導を行い、さらには、必要に応じ、知事に勧告を求めることができる。また、申立人等や関係者から聴取した内容だけでは、申立人の主張が正当なものであると認められる事実の確認が困難な場合、推進員は、申立人等にその旨を説明した上で、委員会での協議(斡旋)を打ち切ることができる。なお、特定の障害者の生命又は身体の安全の確保は常に留意し、危険が察知された場合は、緊急の対応により、障害者の保護を最優先に迅速な対応を講じる。
 - ウ 著しい暮らしづらさがあると認められる事案(アイに該当するものを除く)において、繰り返し任意調査に対する協力を求めて協力が得られない場合、推進員は、申立人等や関係者から聴取した内容により、申立人の主張が正当なものであると認められる事実が確認でき、かつ、委員会において指名した委員全員の賛成が得られた場合、当該確認された事実に基づき指導を行うことができる。また、申立人等や関係者から聴取した内容だけでは、申立人の主張が正当なものであると認められる事実の確認が困難な場合、又は指導に対する改善の見込みがない場合、推進員は、申立人等にその旨を説明した上で、委員会での協議(斡旋)を打ち切ることができる。なお、任意調査の過程等で、虐待又は障害者の権利に重大な支障を及ぼすおそれが察知された場合、推進員は、条例調査に切り替え、ア又はイの対応を講じる。
 - エ アイウ以外の事案は、繰り返し任意調査に対する協力を求めて協力が得られない場合、申立人等にその旨を説明した上で、委員会での協議(斡旋)を打ち切ることができる。なお、任意調査の過程等で、虐待又は障害者の権利に重大な支障を及ぼすおそれが察知された場合、推進員は、ウと同様に条例調査に切り替え、ア又はイの対応を講じる。

G 特定事案に係る申立から協議(斡旋)の開始、調査、指導、知事勧告までの流れについて

【申立の方法、協議の対象(対象外)となる事案】

- 委員会は、その所掌事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るために協議又はあつせんを行うものとする。(規則第11条)

- ア 次条第1項の申立てがあったとき。
 - イ 市町村長から協議等の依頼があったとき。
 - ウ その他、推進員が必要と認めるとき。
- 何人も、委員会に対し、所掌事項について、協議等の申立てを行うことができる。ただし、特定の障がい者に関する申立てであって、当該申立てが当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。（規則第12条）
 - 2 前項の申立ては、協議等申立書を申立人が居住する圏域の推進員に提出して行うものとする。
 - 3 委員会は、第1項の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、協議等を行うことができない。
 - ア 判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。
 - イ 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関するとき
 - ウ 申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過しているとき。
 - エ 前各号に掲げる場合のほか、協議等を行うことが適当でないと推進員が認めたとき。
- 規則の「協議等を行うことが適当でないと推進員が認めたとき」とは、法務局の人権相談所、市町村の相談支援事業所など、他の相談機関にすでに相談を行い、当該機関で協議等が行われている場合を含む。
- 委員会の協議（斡旋）の対象としない事案
- 規則の規定に該当する事案は、その旨を申立人に通知するとともに、事務局において、申立人への説明、助言や関係機関（市町村相談支援事業所を含む）の紹介などを行う。
- 委員会の協議（斡旋）の対象とする事案
 - ・推進員は、特定事案について、遅滞なく、委員会で協議（斡旋）を行う。
 - ・ただし、推進員は、必要に応じて、次の対応等を講じることができる。
 - ア 申立人等への説明及び助言並びに関係者間の調整
 - イ 関係機関（市町村相談支援事業所を含む）の紹介
 - ウ 関係部局又は関係行政機関（市町村相談支援事業所を含む）への事実の通告
 - 申立人に、上記の対応等による結果に不服がある場合、委員会での協議（斡旋）を行う。
- ### 【協議の開始】
- 委員会は、申立により、特定事案に関する協議（斡旋）等を開始する。
- ### ○ 申立書の受理
- ア 推進員へ提出する協議等申立書は、申立人が居住する市町村を所管する振興局の事務局が收受する。
 - イ 申立書の提出を受けた事務局は、規則ただし書の場合を除き、全ての申立書を受理する。
 - ウ 推進員は、特定事案について協議（斡旋）を行うことを決定したときは、遅滞なく、原因者に、調査若しくは委員会での協議（斡旋）を開始することについて、次の事項を通知し協力を求める。
- (ア) 申立人の申立事案の具体的な内容



(イ) 申立人の求める措置の内容

(ウ) 調査等の根拠

□事実を確認するための調査

知事又は推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。(条例第47条)

○調査

推進員又は事務局は、委員会での協議(斡旋)に先立ち、特定事案に係る事実関係や原因者の主張等について把握するため、必要に応じて次の調査を行うことができる。

<任意の調査>

ア 推進員又は事務局は、原因者又は関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意調査を実施することができる。

イ 任意調査は、推進員又は事務局が、申立人等から、事案の具体的な内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因者又は関係者から、事案の具体的な内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。

ウ 事務局は、調査終了後、原則として、1週間以内に調査結果調書を作成する。また、調査結果調書には、次の事項を記載する。

(ア) 調査実施年月日・場所

(イ) 調査の対象となった申立人、原因者等の氏名

(ウ) 調査を実施した推進員又は事務局職員氏名

(エ) 申立のあった事案について確認した事実

(オ) 調査の対象となった申立人、原因者等の主張

(カ) 申立人の求める措置の内容

(キ) その他、委員会での協議の参考となる事項

○地域課題の把握の場合の任意の調査

推進員又は事務局は、地域課題等の協議に先立ち、地域課題等に係る事実関係や関係者等の意見等について把握するため、次の調査を行うことができる。

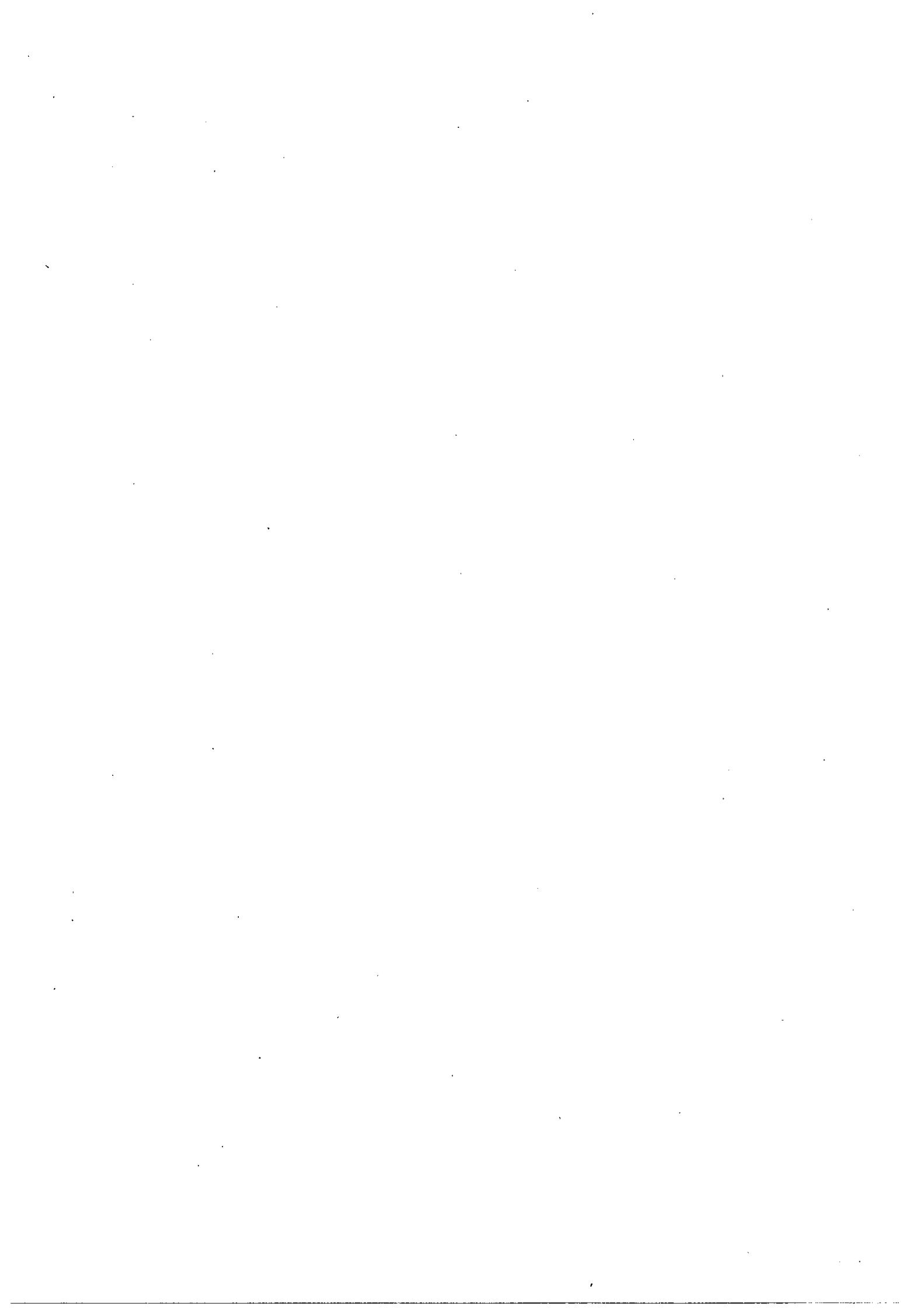
ア 推進員又は事務局は、委員会に出席を求める関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意調査を実施することができる。

イ 任意調査は、推進員又は事務局が、申立人等又は市町村から、事案の具体的な内容や意見等について聴取するとともに、委員会に出席を求める関係者等から、事案の具体的な内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。

ウ 事務局は、調査終了後、原則として、1週間以内に調査結果調書を作成する。また、調査結果調書には、次の事項を記載する。

<条例に基づく調査>

ア 推進員は、特定事案のうち、虐待に関する事案又は障害者の権利の重大な支障を及ぼす事案に該当すると認めた事案について、条例調査を実施することができる。



- イ 推進員は、条例調査の実施に当たっては、次の事項を原因者又は関係者に対し通知する。
- (ア) 調査の根拠規定
- (イ) 調査の日時及び場所
- (ウ) 調査員職・氏名
- (エ) 調査出席者氏名
- (オ) その他留意事項等
- ウ 条例調査は、推進員又は事務局が2名以上で、面接により実施する。
- エ 特定事案に関する条例調査は、推進員又は事務局が、申立人等から事案の具体的な内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因者又は関係者から事案の具体的な内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。

【委員会での協議等】

◎委員会は、推進員及び委員会の委員のうち推進員が指名する3人以上の者並びに推進員が必要と認めて参画を始めた参考人で協議等を行うものとする。ただし、特定の障がい者に関する事案であって、次に掲げるものについて協議等を行う場合にあっては、推進員は5人以上の委員を指名しなければならない。(規則第13条)

- ア 虐待に関する事案
- イ 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案
- ウ その他障がい者に著しい暮らしづらさがあると認められる事案
- 2 推進員は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。
- ア 事案について利害関係を有するとき。
- イ 本人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事案の当事者であるとき。
- ウ 事案の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
- エ 事案の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 3 委員会は、特定事案にあっては推進員及び推進員に指名された委員の全てが、特定事案以外の事案にあっては推進員及び推進員に指名された委員の3人以上が出席しなければ、協議等を行うことができない。
- 4 委員会の議事は、改善のための指導をする判断の場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、推進員の決するところによる。

【特定事案の協議（斡旋）の主な手順等】

- 委員会での協議（斡旋）の基本的な手順等は、概ね次のとおりとする。
- ア 事務局は、協議に先立ち、申立人等からあっせんの実施方法（双方同席の下で行うか、別々に意見を聴取するか、等）に対する要望等について聴取する。
- イ 推進員は、アで確認した事項、調査結果、専門委員会の協議結果を踏まえ、指名した委員とあっせんの実施方針等について協議する。
- ウ 推進員は、原則として、あっせんの実施日の7日前までに、申立人等及び原因者双方に対し、次の事項を通知し、出席を求める。
- (ア) 協議（斡旋）の根拠規定

- (イ) あっせんの日時及び場所
 - (ウ) 出席する推進員及び委員の氏名
 - (エ) 出席する参考人の氏名
 - (オ) その他留意事項等
- エ 委員会の実施するあっせんにおいては、まず、申立人等及び原因者双方から意見を聴取し、事実関係等の確認を行う。その後、これまで把握した情報を総合し、推進員、指名した委員及び参考人であっせん案等を協議し、その結果を基に、再度、申立人等及び原因者双方との調整を行う。
- オ 事務局は、委員会の協議（斡旋）終了後、速やかに、経過概要等を記載した調書を作成するものとし、調書には、次の事項を記載する。
- (ア) 実施年月日、開始及び終了時間、場所
 - (イ) 参加者の氏名等
 - (ウ) 参加者の発言要旨
 - (エ) その他必要な事項

【協議（斡旋）の終了等】

- 推進員は、特定事案の協議（斡旋）について、次の場合に終了の決定を行う。
 - ア 協議（斡旋）により解決が図られたとき。
 - イ 指導により改善が図られたとき。
 - ウ 知事に勧告を行うことを請求したとき。
 - エ 警察へ事実の通告を行ったとき。
 - オ 調査協力が得られず、事実を確認できる見込みがないと判断したとき。
 - カ 協議（斡旋）によっては、解決の見込みがないと判断したとき。
 - キ 指導によっては、解決の見込みがないと判断したとき。
 - ク その他、推進員が、やむを得ないと認めたとき。
- 推進員は、前項の規定に基づき解決の見込みがないと判断し、委員会での協議（斡旋）を打ち切る場合は、申立人及び原因者双方に対し、次の事項を通知する。
 - ア 申立人の申立事案の具体的な内容
 - イ 申立人の求める措置の内容
 - ウ 協議（斡旋）を打ち切る理由
 - エ その他

【指導】

- 推進員は、委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。（条例第48条）

- 指導
 - ・協議（斡旋）において、特定事案が、著しい暮らしづらさに該当する事案の要件に該当し、著しい暮らしづらさがあると指名した委員の全員が判断した場合、推進員は、原因者に対し指導を行うことができる。
 - ・指導は、次の事項を原因者に対し通知して行う。

- ア 著しい暮らしづらさの事実
- イ 改善を求める事項
- ウ 改善状況を確認する時期
- エ その他参考事項
- オ 指導等の根拠条文

- ・推進員又は事務局は、指導文書に記載した「改善状況を確認する時期」に、指導を行った原因者と面接し、改善状況を確認する。
- ・推進員は、確認の結果、指導に対する改善が認められない場合、又は知事に勧告を求める必要があると判断した場合は、委員会において協議を行い、必要な措置を決定する。
- ・推進員は、改善状況の確認後、改善状況及び今後の対応等について、申立人等に対し説明を行う。

【推進本部での審議の請求】

- 推進員は、全道的な見地からの検討等が必要と判断した事項は、指名した委員と協議の上、推進本部に審議を求めることができる。
- 審議の求めは、必要書類を本庁に提出することにより行う。
- 推進本部での審議の請求
 - ア 推進員は、圏域を越えた広域的な見地からの検討等が必要と判断した地域課題等は、指名した委員と協議の上、推進本部に審議を求めることができる。
 - イ 審議の求めは、必要書類を添付して本庁に提出することにより行う。

【知事勧告の請求】

- 推進員は、虐待に関する事案又は障害者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関し行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断した場合は、知事に改善の勧告を行うよう求めることができる。この場合、推進員は、知事に勧告を求めることの必要性などについて指名した委員と協議し、決定しなければならない。
- 推進員は、知事に勧告を求める場合は、必要書類を添付して本庁に提出する。
- 推進員は、知事に勧告を行うよう求めた場合は、申立人に対し説明を行う。
- 推進員又は事務局は、知事の求めに応じ説明を行う。

H 地域課題等の協議について（特定事案の場合と概ね同様）

- 地域課題等に関する協議の基本的な手順等は、概ね次のとおりとする。
 - ア 地域課題等の把握の方法による調査結果等を考慮し、推進員は参考人を選定する。なお、参考人には、事案に関する市町村の関係者を必ず含める。
 - イ 事務局は、原則として、協議の実施日の7日前までに、申立人、委員会に出席を求める関係者等、参考人に対し、会議の開催を通知し出席を求める。
 - ウ 推進員、指名した委員及び参考人は、地域課題等の把握の方法による調査結果や専門委員会の協議結果などを踏まえ、申立人、委員会に出席を求める関係者等と協議を行う。
 - エ 事務局は、協議終了後、速やかに、経過概要等を記載した調書を作成し、調書には、次の事項を記載する。

I その他

- 委員会は、障害差別解消法に規定する情報の交換及び協議を行う。(条例第42条第2項)
- 委員会は、差別解消法に基づく相談及び紛争の防止等を行うとともに、同法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う。
- 委員会を条例に基づく情報の交換及び協議を行う場合は、参考人として、関係機関等に参画を求め、それぞれの機関における差別を解消するための取組のほか、差別に関する相談事案や対応状況等に関する情報の交換及び協議を行い、地域全体の障がいを理由とする差別の解消の取組の推進を図る。なお、開催に先立ち、参加者全員に対し、差別解消法の規定を周知し、秘密保持義務があることを示すことにより、積極的な意見交換や連携の推進を担保する。
- 推進員は、事務局と連携し、市町村、教育委員会、関係団体などと意見交換を行うとともに、障害者やその家族、地域住民等を対象としたタウンミーティングを開催するなど様々な手法により、積極的に地域課題を把握し、委員会で協議するよう努めなければならない。
- 委員会は、障がい福祉計画等圏域連絡協議会が実施する北海道障がい福祉計画に関する推進管理において明らかとなった施策上の課題等について、障がい福祉計画等圏域連絡協議会からの提案を受け協議を行う。
- 通報等において把握はしたが、申立人がいない事案は、特定の障害者の居住地又は現在地の市町村に対し、通報のあった情報を提供し、市町村の協力を得て特定事案に関する協議(斡旋)等を開始する。
- 委員会の地域課題等に関する協議は、原則公開とし、振興局等のホームページ等の方法により、会議の開催について周知する。
- 推進員は、年1回、委員会を開催し、～公表する情報、～当該年度の活動計画などについて、説明し意見を聴取する。
- この委員会は、個人情報の取扱いに配慮し、原則公開とする。

